

No.	質問項目	該当文書	ページ	該当箇所	質問内容	回答
1	選定対象の除外等について	募集要領	9	8の(5)のキ	<p>指定管理候補者の選定の対象から除外または指定管理者の指定後の指定の取消しの要件に、「様式2の事業計画書に提案がない項目があったとき」とあります。</p> <p>一方で、様式2の事業計画書のうち、「8 自主事業の継続性及び県営住宅設置目的の適合性」については、「自主事業をしない場合は記載不要」とされていますが、こちらを記載しないことは、上記の除外対象要件に該当しないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>様式2の事業計画書のうち、「8 自主事業の継続性及び県営住宅設置目的の適合性」については、「自主事業をしない場合は記載不要」としていることから、記載が無い場合においても、指定管理候補者の選定の対象から除外又は指定管理者の指定後の指定の取消しの要件のうち、「様式2の事業計画書に提案がない項目があったとき」には該当しません。</p>
2	自主事業について	申請様式集	14	8	<p>様式2の事業計画書のうち「8 自主事業の継続性及び県営住宅の設置目的との適合性」とありますが、「自主事業」の詳細についてご教示ください。</p>	<p>自主事業は、指定管理者が、県に代わって公の施設を管理するという地位を利用して実施するものであり、施設の設置目的等を踏まえた上で、利用者サービスの向上に寄与する内容の自主事業（興行等）を、自らの創意工夫により発案し、実施するものを指します。</p> <p>実施にあたっては、事業の目的、内容等を記載した実施計画書等により、あらかじめ県の承認を受けることが必要となります。</p> <p>なお、県の承認後であっても、実際の事業内容が公の施設の設置目的等に反する場合は、県は指定管理者に対し事業内容の改善を求めることができるものとし、それでもなお改善が認められない場合は、承認を取り消すことがあります。</p> <p>また、自主事業は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施するものであることから、収支を指定管理料とは明確に区分して管理する必要があります。</p>
3	定期募集の募集住戸について	業務仕様書	4	第2の1の(1)のA	<p>定期募集の募集住戸については、年間300戸程度が目安となっていますが、老朽化が進んだ住戸の退去修繕費は高額になることが予想されます。</p> <p>この場合の退去修繕費については、別途締結する「維持保全に関する年度協定書」の予算の範囲内で執行することになると思いますが、年度末の一般緊急修繕費の確保の観点から退去修繕費が確保できない場合については、当該戸数に満たない募集戸数として差し支えありませんか。</p>	<p>一定の入居率の維持のため、募集戸数の基準として年間300戸程度と示しておりますが、状況に応じて実施可能な募集戸数は増減するものと考えております。</p>